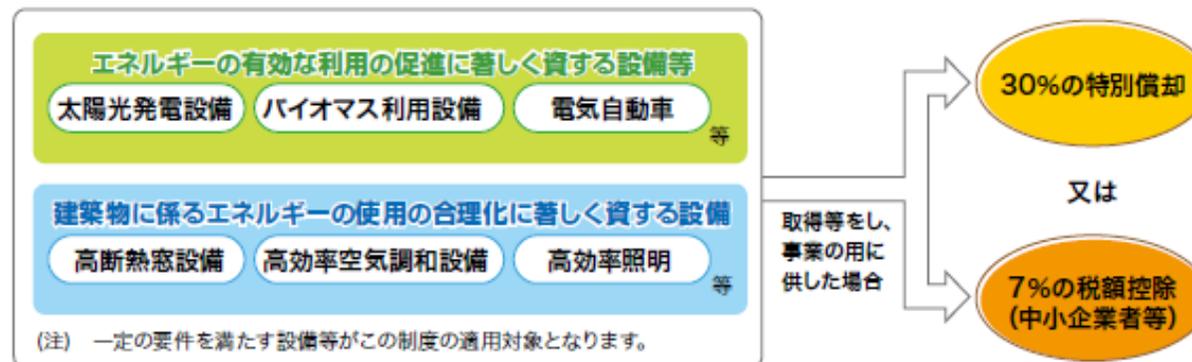


第12回整備部会 CHAdeMO活動報告

2012/2/9

1. 総務省消防庁の「急速充電設備の安全対策調査検討会」
2. 急速充電器にグリーン投資減税適用 <http://enecho-shoeneho.jp/green/index.html>



3. 経産省パブリックコメント募集(急速充電器用電力供給の規制緩和)
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620112003&Mode=0>
4. 急速充電器 累計1,000台のプレスリリース
5. 技術部会の活動状況について
4. CHAdeMO協議会の今後の運営について

総務省消防庁：急速充電設備の安全対策に係る調査検討報告書

1. 目的

急速充電設備が設置場所に応じた火災予防上必要な安全対策の検討

2. 安全対策の検討報告書

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231222_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

① 商業施設等

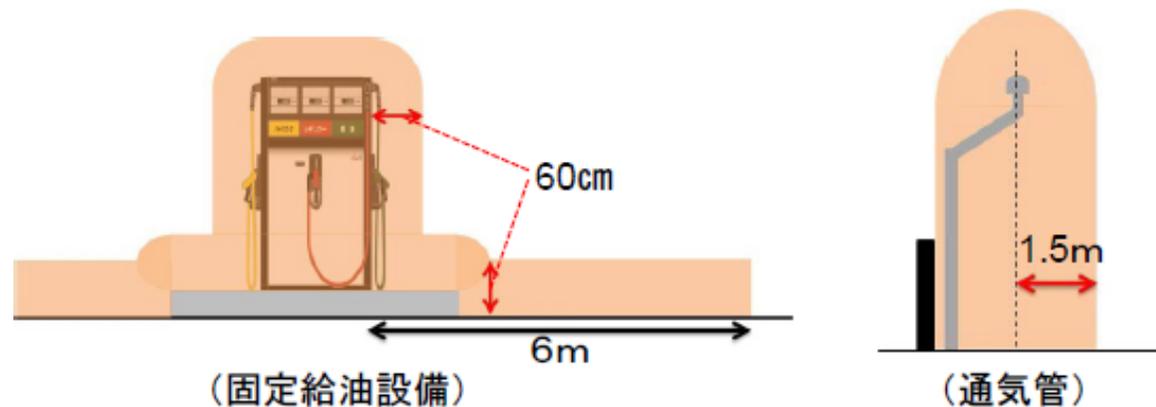
→ 自主的な定期点検を確実に実施する

② ガソリンスタンド

→ ガソリン流出時に電源遮断できる装置

→ 給油設備・通気管の周囲に設置しない

【可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲(イメージ図)】



CHAdeMO協議会の運営について

◆ CHAdeMO標準仕様書Ver.1.0.0発行(1月31日)

・主な改訂ポイント

- 車両コンタクタ保護機能（過電圧保護, 熔着診断など）
- 品質の規定（EMC, 電圧サージ, 電流リップル）
- 充電シーケンス・メッセージの見直し
- 安全要件（回り込み回路防止など）

・今後の課題

- 異なるバージョン間で動作するため, ソフトウェア切替が必要
- 検定項目追加への対応

◆ CHAdeMO協議会法人化(5月予定)

- 意思決定責任の明確化, コンプライアンス強化
- 知的財産の移管, 管理
- 海外での活動体制の確立

◆ 情報発信と会員意見のフィードバック機能強化

2011年度 CHAdeMO協議会活動実績

| | 2011年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2012年 1月 | 2月 | 3月 | |
|------------------|-------------|----------------------|----|--------------------------|----|-------------|--|----------------------|----------|----------------|----------------|----|--|
| 幹事会 | ★ | ★ | ★★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★★ | ★ ★ | ★ | ★ | | |
| | | | | | | | ★欧州CHAdeMO 2nd General Meeting | | | | | | |
| 技術部会 | | | | | | | | | | | | | |
| 仕様書TT | ★ ★ ★ ★ | 第17回(4/7)～第20回(4/21) | | | | | | | | | | | |
| 仕様検証WG | | | | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | |
| ver.1.0コメント対応WG | | | | | | | ★(10/7) | ver1.0説明会 | | | ★ver.1.0.0 発行 | | |
| V2H拡張WG | | | | | | | ★ ★ ★ | 第1回(7/19)～第8回(10/27) | | | ★ ★ 第8回(1/24) | | |
| 国際標準化会議 | | | | | | | ★(10/13) | | | | ★61851-1(ベルリン) | | |
| | | ★IEC62916-3 Draft | | ★IEC61851-23,24 ドラフト(北京) | | | ★(10/19-26)IEC61851-23,24, 62916-3 (ミュンヘン) | | | | | | |
| 充電器検定 | | ★SIGNETSYSTEMS(韓) | | ★ECotality(米) | | ★キューキ | | | ★日産 | | | | |
| | | ★高砂 | | ★JFEエンジニアリング | | ★新電元工業 | | | | | | | |
| | | ★Schneider(仏) | | ★Delta電子(台) | | ★日産 | | | | | | | |
| | | ★DBT/IES(仏) | | ★Petrotec(ポ) | | ★富士電機 | | | | | | | |
| | | ★GH Electrotermia(西) | | ★Magnum Cap(ポ) | | ★ニチコン | | | | | | | |
| | | ★日立 | | ★Circontrol(仏) | | ★アルバック | | | | | | | |
| | | ★ハセテック | | ★シンフォニアテクノロジー | | ★Delta電子(台) | | | | | | | |
| | | ★ニチコン | | ★日本電気 | | ★ULVAC | | | | | | | |
| 整備部会 | | | | | | | | | | | | | |
| 位置情報共有化WG | | ★(5/9) | | ★(7/5) | | | ★(10/6) | ★ ★ ★ | ★(12/1) | | ★(2/9) | | |
| 設置の手引きWG | | | | | | | | | ★(12/13) | | | | |
| 会員制ビジネスモデルWG | | | | | | | | | ★(12/7) | | | | |
| コネクタWG | | | ★ | ★ | ★ | ★ | ★(10/19) | ★ | ★ | ★ 第8回SWG(1/16) | | | |
| 広報・渉外活動など | | | | | | | | | | | | | |
| 消防庁(充電設備安全対策検討会) | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | | ★ | ★ | ★最終報告(12/12) | | | |
| 展示会・講演会 | | | | | | | ★(9/28)SmartGridForum@北京 | ★(1/20)近畿ブロックEV会議 | | | | | |
| | | | | ★(7/6)EVSフォーラム | | | ★(10/14)CSF電力技術懇談会 | ★(2/14)大阪EVアクション協議会 | | | | | |
| | | | | | | | ★(10/24)APEC EV Workshop@香港 | ★(2/16)EVタウンシンポジウム | | | | | |
| | | | | | | | ★(10/26-28)日経SmartCityWeek | | | | | | |
| | | | | | | | ★(11/15)さいたまE-KIZUNA | | | | | | |
| | | | | | | | ★(12/1)IEA Advanced Vehicle Forum@バルセロナ | | | | | | |
| | | | | | | | ★(1/11)長野県次世代自動車推進協議会 | | | | | | |



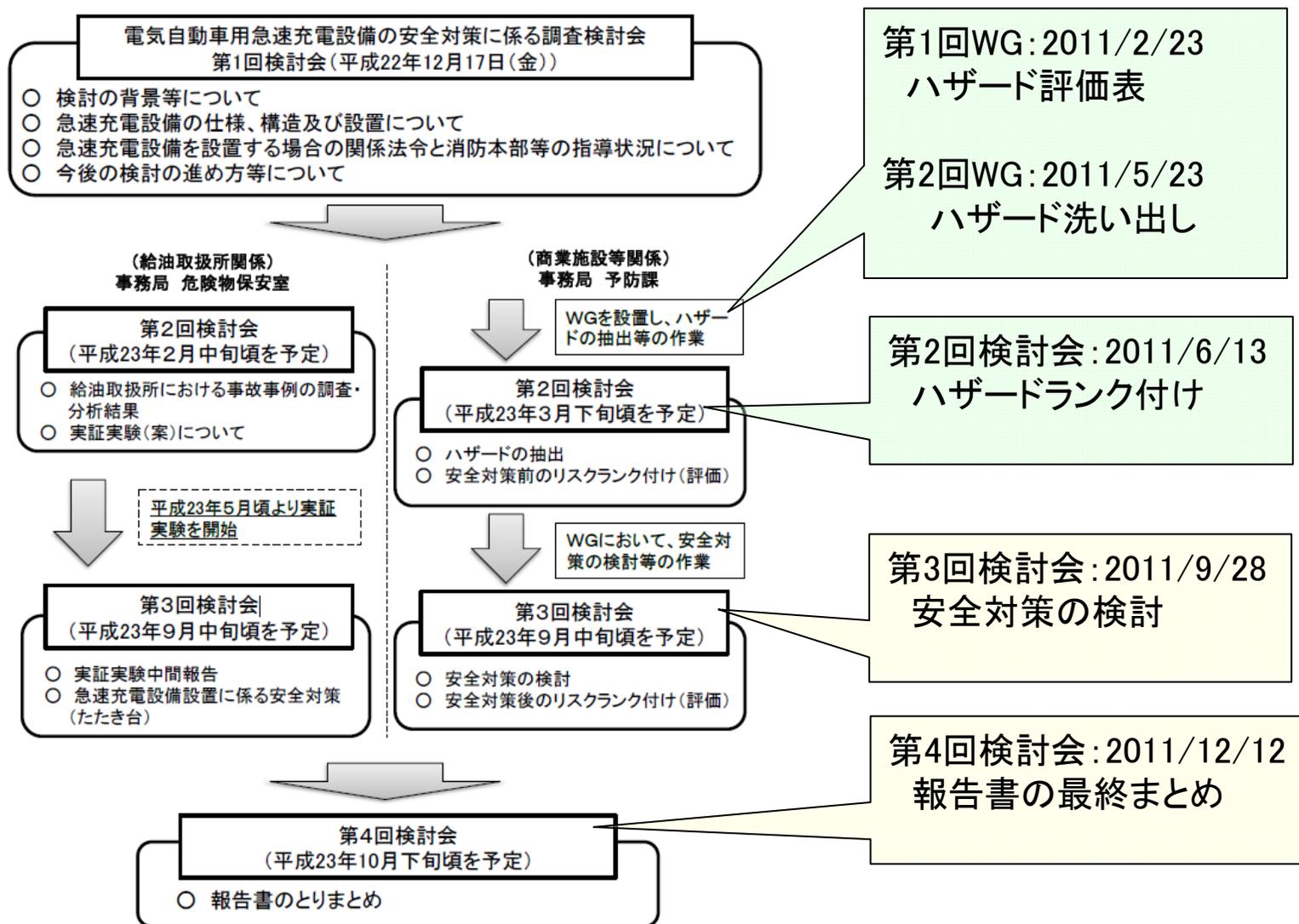
国際標準規格の審議スケジュール

SAE, ISO/IECでは, 技術的な評価・検証をスキップして議論が先行。

➡ コンボ・PLCが独・米OEMの開発制約となるリスクも？

| | 2012 | | | | 2013 | | | |
|--------------------------------|------|-----|-----|-----|------------|----|------------|------|
| | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 |
| IEC/TC69 電気自動車及び電動産業車両 | | | | | | | | |
| 61851-1 EV用コンダクティブ充電システム一般要件 | | CD | | | CDV | | FDIS ★ | |
| 61851-21 AC/DC電源接続に関する要求事項 | | CD | | | CDV | | FDIS ★ | |
| 61851-22 AC充電ステーション | | CD | | | CDV | | FDIS ★ | |
| 61851-23 DC充電ステーション | | CD2 | CDV | | | | FDIS ★ | |
| 61851-24 充電制御通信プロトコル | | | | CDV | | | FDIS ★ | |
| IEC/SC23H 工業用プラグ及びコンセント | | | | | | | | |
| 62196-3 EV用DC充電コネクタ | | CD | CDV | | | | FDIS ★ | |
| SAE | | | | | | | | |
| J1772 EV, PHV用充電コネクタ | | | | HVC | MVC ballot | | | |
| J2847/2 EV, PHV用DC充電通信制御 | | | | | | | | |
| ISO/IEC JWG V2G CI | | | | | | | | |
| 15118-1 共通情報とユースケース | | | | | DIS ballot | | FDIS | |
| 15118-2 メッセージ | | | | | DIS ballot | | FDIS | |
| 15118-3 物理/データリンク層 | | | | | | | DIS ballot | FDIS |

消防庁 急速充電設備の安全対策検討会について



平成23年12月22日
消 防 庁

「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討報告書」 の公表

消防庁では、平成22年12月より「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を開催し、給油取扱所や商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策のあり方について検討を行ってきたところです。

この度、報告書が取りまとめられましたので、公表します。

【別添資料】

「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討報告書」の概要

※ [報告書全文](http://www.fdma.go.jp/)については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



【問い合わせ先】

消防庁予防課 担当：椎名・児玉

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防庁危険物保安室 担当：中本・竹本

TEL 03-5253-7524（直通）

FAX 03-5253-7534

電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討報告書(概要)

検討会の目的

今後、電気自動車の普及に伴い、インフラ整備の一つとして電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所や商業施設等が増加することが予想される。

一方で、急速充電設備を設置する場合には、給油取扱所におけるガソリン等の可燃性蒸気への着火や商業施設等における建物等への延焼等の火災危険性が想定されることから、急速充電設備が設置される場所に応じた火災予防上必要な安全対策のあり方について検討を行った。

検討会委員

〈給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の安全対策に係る検討〉 〈商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策に係る検討〉

(座長)

林 光一 青山学院大学理工学部教授

(副座長)

小林 恭一 東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授

(委員)

大竹 晃行 東京消防庁予防部危険物課長
尾川 義雄 消防研究センター火災災害調査部主任研究官
越谷 成一 川崎市消防局予防部危険物課長
瀬戸 重行 電気事業連合会
胎中 利夫 石油連盟
高橋 雅樹 日本ガソリン計量機工業会
土橋 律 東京大学工学系研究科化学システム工学専攻教授
中本 昭則 CHAdeMo協議会
畑 友彦 横浜市消防局予防部指導課長
林 康郎 全国石油商業組合連合会
人見 義明 社団法人日本自動車工業会
和田 正彦 危険物保安技術協会業務部業務課長

(委員)

秋元 徹 一般社団法人日本プレハブ駐車場工業会
安藤 勝 千葉市消防局予防部参事兼予防課長
池田 秀範 大阪市消防局予防部規制課長
池谷 知彦 財団法人電力中央研究所材料科学研究所先進機能材料領域リーダー
植濃 信介 社団法人立体駐車場工業会
大崎 博之 東京大学教授
柏木 修一 東京消防庁参事兼予防課長
瀬戸 重行 電気事業連合会
丸田 理 CHAdeMo協議会
丸山 裕弘 社団法人日本ビルディング協会連合会
山田 常圭 東京大学大学院消防防災科学技術寄付講座特任教授
和田 憲一郎 社団法人日本自動車工業会

検討課題

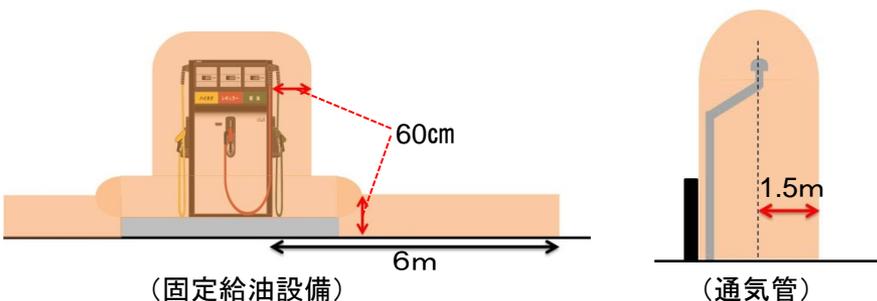
- ① 給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の安全対策に関する事項
→給油取扱所における可燃性蒸気の滞留範囲を明確にし、必要な安全対策について検討。
- ② 商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策に関する事項
→急速充電設備が有する火災危険性(ハザード)について、急速充電設備に係る潜在的ハザードを抽出し、ハザード評価表を作成した上で必要な安全対策について検討。

＜給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の安全対策＞

給油取扱所における可燃性蒸気の滞留状況を、実証実験やコンピュータシミュレーションで解析した結果を踏まえ、ガソリン等の流出事故発生時に急速充電設備の電源を遮断することができる装置を事務所等の容易に操作することが可能な場所に設けることを前提に、以下の安全対策を講ずる必要がある。

- ① 固定給油設備から水平方向6m、地盤面からの高さ60cmの範囲、固定給油設備の周囲60cmの空間、及び通気管から周囲1.5mの範囲を可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲とし、急速充電設備の設置については、この範囲以外に設置すること。

【可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲(イメージ図)】



- ② 流出事故発生時に、従業員等が急速充電設備の電源を速やかに遮断する必要があることから、急速充電設備の使用状況も含めた施設の状態を適切に監視すること。なお、従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合にあっては、監視カメラの設置が必要であること。

この場合において、電気自動車の利用者自らが充電を行うことができることに留意すること。

- ③ 流出事故発生時に急速充電設備の電源を速やかに遮断するよう、従業員への教育や操作方法等について予防規程に規定すること。

＜商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策＞

急速充電設備の各部位ごとに火災危険性(ハザード)を抽出し、安全対策前と安全対策後でリスクの大きさを比較した結果、商業施設等に急速充電設備を設置する場合の火災予防上必要な安全対策については、以下のとおりすることが適当である。

- ① ハザード評価表に記載されている安全対策を確実に施した急速充電設備に関しては、新たな安全対策を設ける必要はない。
- ② CHAdeMO規格によらない急速充電設備については、別途、安全性を判断していく必要がある。
※CHAdeMO規格とは、急速充電設備メーカーで構成される協議会による統一規格であり、一定の安全基準を満たしている。
- ③ 急速充電設備に蓄電池を内蔵しているものや、太陽光発電設備を有するものについては、急速充電設備単体に設ける安全対策に加えて、蓄電池や太陽光発電設備に対する安全対策を別途個別に実施する必要がある。

※ハザード評価を行う上で前提となる以下の点についても留意する必要がある。

- 急速充電設備に係る火災等の事故を防止するため、設置者側は定期点検を確実に実施するとともに、消防機関側は査察時等に定期点検の実施状況を確認することが適当である。
- 急速充電設備に金属外郭を使用すること及びハザード評価表に記載されている安全対策を確実に施すことにより、急速充電設備を設置する際の建物からの離隔距離や不燃区画は不要と考えられるが、点検をする際に必要となる空間は確保する必要がある。
- 屋外に設置する急速充電設備については、雨水等の浸入によるハザードの発生を防止するため、防水性能を有するものとする必要がある。

5. オペレーション

5.1 メンテナンス基準

表 5-1-1「急速充電器メンテナンス基準（参考例）」に、設置ユーザーによる日常点検（月 1 回程度実施）と主任技術者による定期点検（年 1 回程度実施）において必要な点検項目と確認内容を整理した。地震時の対応は、日常点検の実施や設置ボルトの緩み、建付けのゆがみ等を確認する。

表 5-1-1 急速充電器メンテナンス基準（参考例）

① 急速充電器設置ユーザーによる日常点検（頻度＝1 回/月程度）

| No | 項目 | 確認内容 |
|----|--------|---|
| 1 | 外観 | 充電コネクタのコード部分（ケーブル）やコネクタ部、ケーブルのプロテクタの破損、磨耗等。 その他外観の異常等。 |
| 2 | 異常音や異臭 | 異常音や異臭の有無。 |
| 3 | 清掃 | 外観汚れ、排気口付近のスペース確保状況。 取り外し可能なフィルターの汚損。 |

② 主任技術者による定期点検（頻度＝1 回/年程度）

| No | 項目 | 確認内容 |
|----|------|------------------------|
| 1 | 設置状況 | 変形、発錆、異音、異臭、振動等の異常の有無。 |
| 2 | 清掃 | フィルター、ファン等。 |
| 3 | 外観 | 充電コネクタ、操作ボタン等の破損等。 |
| 4 | 動作確認 | 通常動作、アラーム、表示等。 |
| 5 | 性能確認 | 絶縁試験、漏電遮断器等。 |

※ 低圧供給の場合は、メーカーと相談して実施することが好ましい。

③ メーカーによる精密点検

- ・ 精密点検は、故障発生時などにメーカーと相談し、必要に応じて実施する。

グリーン投資減税 概要と対象者



青色申告書を提出する法人又は個人が、グリーン投資減税対象設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度です。ただし、**税額控除は中小企業者等のみ適用**できます。

(1)中小企業者に限り、基準取得価額(計算基礎となる価額)の7%相当額の税額控除。

ただし、その税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合にはその20%相当額が限度となります

(2)普通償却に加えて取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却。

平成23年6月30日から平成26年3月31日までの期間内に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において特別償却ができます。

※中小企業者等：以下に該当する中小企業者又は農業協同組合等

大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本・出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては常時使用する従業員数が1,000人以下のもの。

農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会。[租特法第42条の4第6項、租特法施行令第27条の4第10項]

グリーン投資減税の適用を受けることができる者は、法人（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む）又は個人のうち青色申告書を提出する者です。（租税特別措置法第10条の2の3第1項、第42条の5の2第1項、第68条の10の2第1項）

上記の法人または個人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの期間内に対象設備を取得、製作または建設し、取得、製作または建設した日から1年以内に、国内において当該法人または個人の事業の用に供した場合に適用になります。

ただし、貸付設備又は中古設備は対象外となります。リースは、所有権移転外リース取引による取得については、税額控除のみ適用可能（特別償却には適用不可）です。

新エネルギー利用設備等（グリーン投資減税対象設備【別表1】）を電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供した場合は除きます。

グリーン投資減税 対象設備一覧

エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する設備等



【別表1】新エネルギー利用設備等（5設備）

確定申告書の該当する明細書に必要事項を記入し税務署に提出してください。

| 別表 | 番号 | 機械その他の減価償却資産 |
|----|----|--------------|
| 1 | 1 | 太陽光発電設備 |
| 1 | 2 | 風力発電設備 |
| 1 | 3 | 水熱利用設備 |
| 1 | 4 | 雪氷熱利用設備 |
| 1 | 5 | バイオマス利用装置 |

【別表2】二酸化炭素排出抑制設備等（14設備）

証明制度がご利用いただけます。

| 別表 | 番号 | 機械その他の減価償却資産 |
|----|----|--------------------|
| 2 | 1 | 熱併給型動力発生装置 |
| 2 | 2 | コンバインドサイクル発電ガスタービン |
| 2 | 3 | 高効率配線設備 |
| 2 | 4 | 高効率複合工作機械 |
| 2 | 5 | ハイブリッド建設機械 |
| 2 | 6 | 高効率電気式工業炉 |
| 2 | 7 | 断熱強化型工業炉 |
| 2 | 8 | 高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置 |
| 2 | 9 | プラグインハイブリッド自動車 |
| 2 | 10 | エネルギー回生型ハイブリッド自動車 |
| 2 | 11 | 電気自動車 |
| 2 | 12 | 電気自動車専用急速充電設備 |
| 2 | 13 | ガス冷房装置 |
| 2 | 14 | 高効率型電動熱源機 |

グリーン投資減税【別表2】証明制度

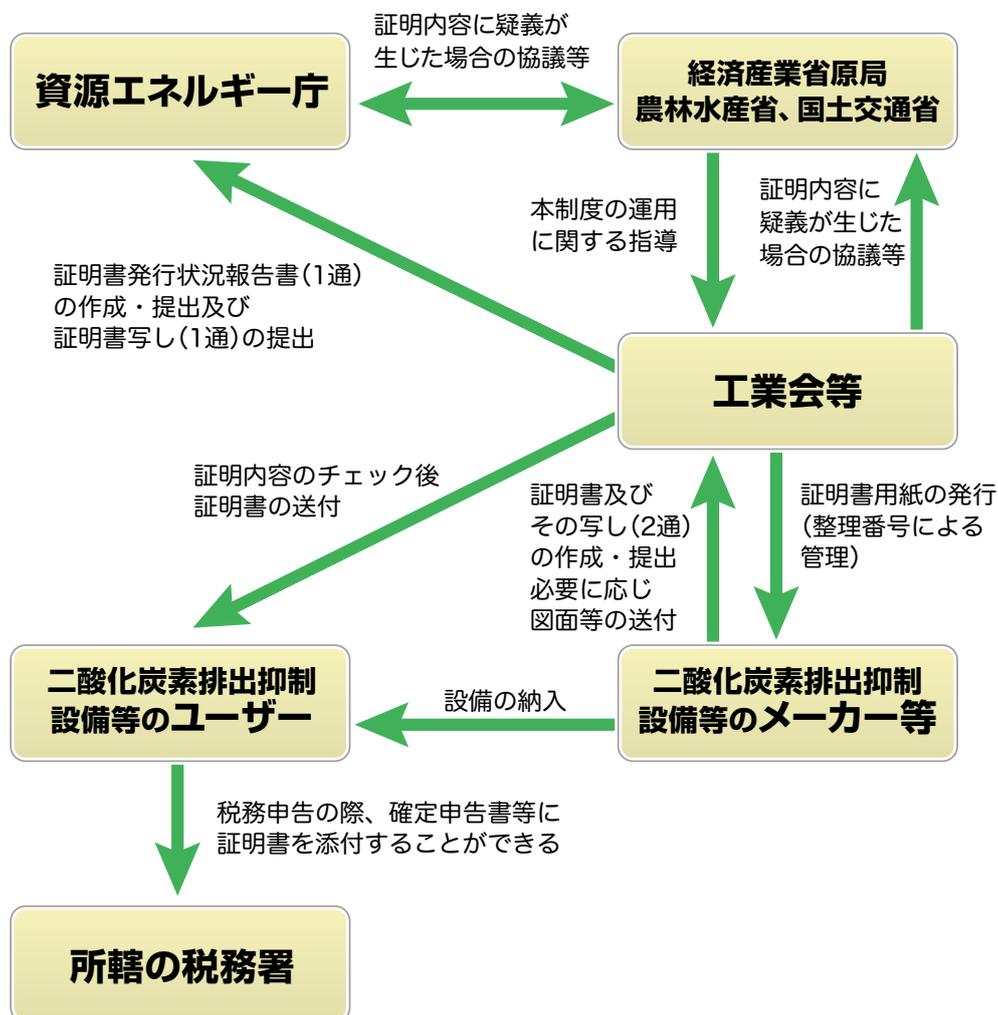
本税制の対象設備のうち、【別表2】二酸化炭素排出抑制設備等の製造、施工に携わる事業者（メーカー等）の関係事業者団体（工業会等）が設備の仕様等の証明書を発行します。

なお、本制度に基づいて発行される証明書は、税務申告の際に確定申告書等に添付して提出すれば、税務当局において参考に供されることとなっているので、この点からも、ユーザーにとっては便利な制度であるといえます。（ただし、証明書の添付は法令によって強制されるものではないので、証明書が添付されていないことを理由に不利な扱いを受けるものではありません。）

証明制度が利用できる対象設備は以下のとおりです。

| 別表 | 対象設備 | 対象設備数 | スキーム |
|----|--------------|-------|------|
| 2 | 二酸化炭素排出抑制設備等 | 14 | 下図参照 |

【別表2】二酸化炭素排出抑制設備等の要件確認スキーム



1. 工業会等は、メーカーの求めに応じて、あらかじめ定めた様式によって作成した証明書用紙を発行する。
2. メーカー等は、ユーザーに対し対象となる二酸化炭素排出抑制設備等を納入した場合に、当該設備の仕様等を証明する証明書を作成し（すなわち証明者はメーカー等）、証明書およびその写し（2通）を工業会等に提出する。
3. 工業会等は、メーカー等による設備に関する仕様等の証明内容を点検したうえで証明書をユーザーに送付する。
4. 証明団体および連絡先は、「証明団体一覧」でご確認ください。

CHAdemo事務局で記入

エネルギー環境負荷低減推進設備仕様等証明書

| | | |
|-------------------------------|----|---------------|
| 平成23年6月30日財務省告示 第219号の別表2の | 番号 | 12 |
| | 名称 | 電気自動車専用急速充電設備 |

| | | |
|---------|--------------|----------------------|
| 当該設備の概要 | 設備の名称 | |
| | 形式及び 納入数量 | |
| | 製造番号 | |
| | 製造年月 | 平成 年 月 |
| | 納入年月 | 平成 年 月 (検収年月を記入すること) |
| | 設置場所 | (事業所名) (所在地) |

| | | |
|---------|--|-------------------------|
| 該当要件 | 電気自動車（電気を動力源とする自動車のうち内燃機関を有するもの以外のものをいう。）に搭載された蓄電池に充電するためのものであることの当否 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 絶縁変圧器を有するものであることの当否 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 整流器を有するものであることの当否 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 供給制御装置（電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御する機構を有するもの）を有するものであることの当否 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 充電用コネクタを有するものであることの当否 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 定格出力が10kW以上のものであることの当否 | 1. 該当 2. 非該当 |
| 新規設備の当否 | | 1. 該当 2. 非該当 |

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

上記内容を確認いたしました。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

〒230-8510

横浜市鶴見区江ヶ崎町4-1

電話 045-633-4532

製造業者の名称

申請する担当者名と個人印

連絡先電話番号も問合せに対応で

製造業者の所在地

きる担当者の電話番号を記入

証 明 者

印

チャデモ協議会

会長 志賀 俊之

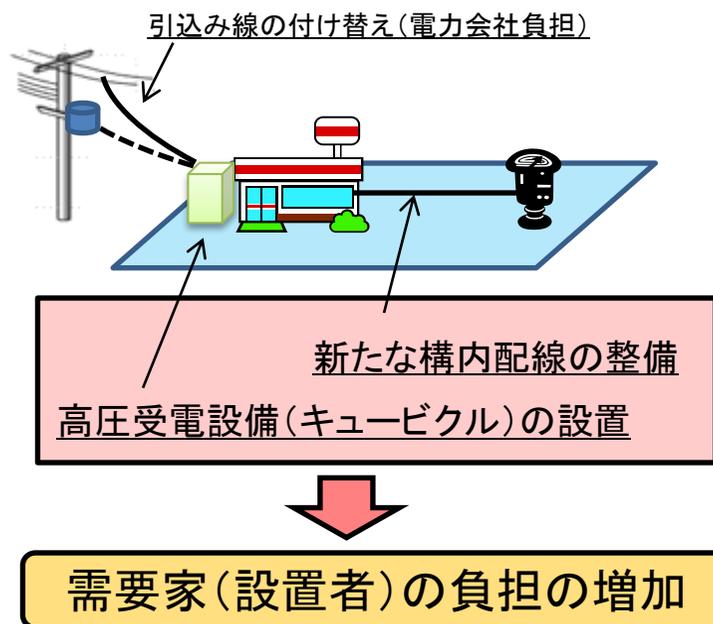
印

連 絡 先 (電話番号)

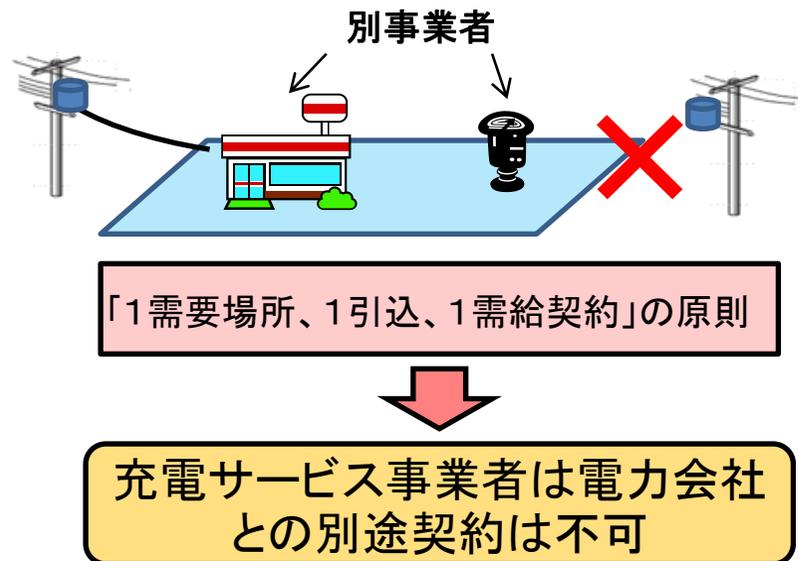
3-1. 電気自動車の急速充電器の設置にかかる規制緩和 (1)

- 急速充電器の設置に当たっては、契約容量を低圧から高圧に変更する必要があるケースもあり、その場合には受電設備(キュービクル)を新設する費用負担が需要家側に生じることになる。
- また、コンビニエンスストア等の敷地内において、他の事業者が充電サービスを実施する場合には、「一需要場所、一需給契約」の原則から、当該事業者は電力会社と別途契約を締結することはできない。
- 我が国における電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む。)の普及が期待される中、急速充電器の普及は、そのための重要な要素の一つとなっており、上記原則が、急速充電器の普及の妨げとなりかねないことから、同一敷地内において複数の需給契約を可能とすることについての検討が求められた(規制・制度改革に関する分科会中間取りまとめ(平成23年1月))。

高圧契約変更に伴うキュービクルの設置



別事業者による急速充電器の設置



※電力会社への支払いは店舗事業者が一括して実施(他事業者は店舗事業者の使用量相当分を別途支払う)。

3-1. 電気自動車の急速充電器の設置にかかる規制緩和 (2)

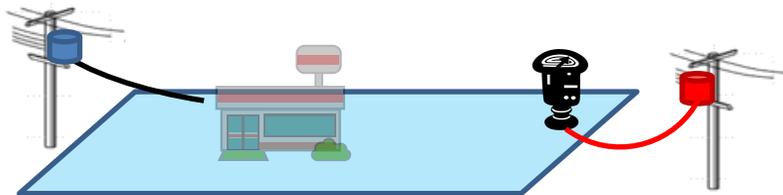
○これを踏まえた検討の結果、次のような一定の要件を満たす急速充電器については、当分の間、別途の契約(一需要場所につき一に限る。)が可能となるよう措置することとする(電気事業法施行規則の改正)。

- 一定の技術水準の急速充電器であること
- 保安上の支障がないこと
- 工事に関する費用は、需要家が負担すること 等

【実施予定時期(施行予定日)】

○平成24年4月頃までに施行予定。

今回の措置内容
(急速充電器に限る)



同一敷地内において別契約を可能とする。

規制・制度改革に関する分科会中間取りまとめ (平成23年1月26日)

【当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方】

- 電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション(共用部)等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならない。このため、**電気料金の増加(低圧契約から高圧契約となる等)や他の事業者が土地の一部を賃借し、個別に機器設置に伴う電力契約を締結する等の対応ができないこと**などにより、機器の設置が進展しない。
- 一方、低圧部分が規制されている現状においては、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することを防止する一定の客観的なルールも必要である。
- したがって、電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。

DRAFT



2012年2月**日

報道関係者各位
プレスリリース

チャデモ協議会

急速充電器(CHAdeMO 規格) 全世界で 1,000 基を達成

チャデモ協議会(横浜市鶴見区、会長:志賀 俊之)は、全世界におけるCHAdeMO規格に準じた電気自動車用急速充電器の設置数が、2012年1月末日時点で20カ国1,009基(国内833基・海外176基)に達したことを発表した。

チャデモ協議会は、2010年3月15日、電気自動車の普及を進めるため、急速充電方式の推進と、技術の横通しを図る目的にて設立され、参加企業は、本協議会が推奨する急速充電方式(CHAdeMO規格)を採用するとともに、当該規格が国際標準となるよう関係機関への提案も行っている。

設立時点におけるCHAdeMO規格の急速充電器の設置数は196基であったが、この2年間で5倍以上に拡大した。また、CHAdeMO規格に基づく急速充電器を製造する充電器メーカーも、設立時点の国内6社から、国内外32社に拡大している。

今後もチャデモ協議会では、急速充電器の技術改良や、充電方式の標準化活動に加え、国際貢献の観点から国内外で培った急速充電器整備に関する知見を広く提供することなどを通じて、電気自動車の普及拡大に取り組んでいく。

以上

お問合せ先: 045-633-4532
チャデモ協議会事務局 info@chademo.com

添付資料:CHAdeMO規格 急速充電器 製造メーカー一覧



List of CHAdEMO Standard Quick-charger Manufacturers

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| SGTE | ABB | EVTRONIC | Efacec | Aerovironment | Aker Wade | Delta Electronics | Petrotec |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| MAGNUM CAP | GH Electrotermia | Schneider | SIGNET Systems | DBT | ECotality NA | Circontrol | EVTEC |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| Hasetec | Takaoka | Takasago | Tempearl | Kyuki | ULVAC | Fuji Electric | NEC |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| SINFONIA TECHNOLOGY | Nichicon | Nissan | GS Yuasa | JFE Engineering | Kikusui | NTT Facilities | HITACHI |